

改正

平成 9 年 3 月12日 条例第19号

平成13年 3 月13日 条例第26号

平成17年 9 月29日 条例第53号

平成19年12月11日 条例第63号

平成23年10月 4 日 条例第27号

平成29年 9 月29日 条例第38号

平成30年 3 月 6 日 条例第25号

令和 7 年 3 月 5 日 条例第48号

世田谷区立区民農園条例

(目的及び設置)

第 1 条 都市生活の中で自然に親しむ機会の少ない区民が、余暇活動としての野菜づくり等を行うことにより、健康的でゆとりのある生活に資するとともに、良好な都市環境の形成と農地の保全を図るため、世田谷区立区民農園（以下「区民農園」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において「農園」とは、余暇活動その他の営利以外の目的で継続して行われる野菜づくり等の用に供される農地及び附帯施設等をいう。

(規模)

第 3 条 区民農園は、一定面積で区画された農地を相当数有し、その 1 区画当たりの面積が次に掲げる規模の農園とする。

(1) おおむね10平方メートル

(2) おおむね15平方メートル

一部改正〔平成29年条例38号・30年25号・令和 7 年48号〕

(位置)

第 4 条 区民農園の位置は、規則で定める。

一部改正〔平成29年条例38号・30年25号〕

(利用資格)

第 5 条 区民農園を利用することができる者は、次に掲げるものとする。

(1) 区内に住所を有する世帯で規則で定めるもの

(2) 区内の保育園、幼稚園その他の規則で定める教育又は福祉を目的とする団体

2 区長は、必要があると認めたときは、前項に定めるもの以外に利用資格を定めることができる。

一部改正〔平成29年条例38号・30年25号〕

(利用の手続等)

第6条 区民農園を利用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に対し利用の申請をし、その承認を受けなければならない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、区民農園の利用を承認しない。

(1) 営利を目的とすると認められるとき。

(2) 区民農園の利用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が利用を不相当と認めたとき。

一部改正〔平成30年条例25号〕

(利用の条件)

第7条 区長は、区民農園の利用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。

(利用期間)

第8条 区民農園の利用期間は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めたときは、同項の利用期間を短縮することができる。

一部改正〔平成29年条例38号・30年25号〕

(利用区画)

第9条 第5条第1項第1号に規定するものが利用できる区民農園の農地の区画の数は、1区画とする。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 第5条第1項第2号に規定するものが利用できる区民農園の農地の区画の数は、規則で定めるところにより、区長が指定する。

一部改正〔平成29年条例38号・30年25号〕

(承認の取消し等)

第10条 区長は、次の各号の一に該当すると認めたときは、区民農園の利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 第5条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 利用の目的又は条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (4) 災害その他の理由により、区民農園の利用ができなくなったとき。
- (5) 前各号のほか、区長が必要があると認めたとき。

(使用料)

第11条 区民農園の使用料は、1区画1年につき、次の各号に掲げる規模に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) おおむね10平方メートル 10,200円
- (2) おおむね15平方メートル 15,240円

2 利用の承認の期間に1年未満の端数があるときの使用料は、前項に定める使用料の範囲内で、規則で定める。

3 区民農園の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、前2項に定める使用料を前納しなければならない。

一部改正〔平成29年条例38号・30年25号・令和7年48号〕

(使用料の減免)

第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、前条第1項又は第2項の使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 利用者が第5条第1項第2号に掲げる者であるとき。 全額
- (2) 利用者（第5条第1項第1号に掲げる者に限る。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する生活扶助を受けているとき。 全額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。 区長が相当と認めた額

全部改正〔平成9年条例19号〕、一部改正〔平成29年条例38号〕

(使用料の不還付)

第13条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、区長は、相当の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第14条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、区民農園の利用を終了したときは、原状に回復しなければならない。第10条の規定により利用の承認を取り消されたときも、同様とする。

(損害賠償)

第16条 区民農園の施設等をき損し、又は滅失した者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成13年条例26号・17年53号〕

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(平成6年1月規則第5号で、同6年2月1日から施行)ただし、世田谷区立砦クラインガルテンの公用開始の日は、区長が別に定める。(平成6年3月1日＝平成6年2月28日付 世田谷区告示第43号)

附 則 (平成9年3月12日条例第19号)

- 1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、平成9年10月1日以後に利用の承認を受けた者について適用し、同日前に利用の承認を受けた者については、なお従前の例による。

附 則 (平成13年3月13日条例第26号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月29日条例第53号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月11日条例第63号)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区立区民農園条例の規定は、施行日以後に利用の承認を受けた者の平成20年7月1日（以下「適用日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前に利用の承認を受けた者の利用に係る使用料及び施行日以後に利用の承認を受けた者の適用日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年10月4日条例第27号)

- 1 この条例は、平成23年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後に利用の承認を受けた者の平成24年3月1日（以下「適用日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前に利用の承認を受けた者の利用に係る使用料及び施行日以後に利用の承認を受けた者の適用日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年9月29日条例第38号）

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月6日条例第25号）

- 1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第6条第2項各号列記以外の部分の改正規定、同項第2号の改正規定及び同号を同項第3号とし、同項第1号の次に1号を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第11条第1項の規定（使用料の額に係る部分に限る。）は、施行日以後に利用の承認を受けた者の平成31年3月1日（以下「適用日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前に利用の承認を受けた者の利用に係る使用料及び施行日以後に利用の承認を受けた者の適用日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月5日条例第48号）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の第11条第1項の規定は、施行日以後に利用の承認を受けた者の令和7年10月1日（以下「適用日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前に利用の承認を受けた者の利用に係る使用料及び施行日以後に利用の承認を受けた者の適用日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。